

様式 2

生産行程管理業務規程

作成日 平成 28 年 11 月 16 日

更新日 令和 6 年 6 月 20 日

1 作成者

住所（フリガナ）：(〒917-0081) フクイケン オバマシカワサキ 福井県 小浜市 川崎 1 丁目 3-6

名称（フリガナ）：キョウドウクミアイオバマ 協同 組合 ヅケキョウカイ 小浜 ささ漬 協会

代表者（管理人）の氏名：理事長 タムラ ヒトシ 田村 均

ウェブサイトのアドレス：

2 農林水産物等の区分

区分名：第 24 類 加工魚介類

区分に属する農林水産物等：調味加工品（小鯛ささ漬）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ワカサオバマコダイ 若狭 小浜 小鯛 ささ漬 ヅケ

4 明細書の変更

生産者団体協同組合小浜ささ漬協会（以下「協会」という。）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導

協会は、構成員に対し、「若狭小浜小鯛ささ漬」の明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守するために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 生産業者の手順

生産業者は、明細書に記載された生産の方法を遵守し記録する。また、年 1 回、「自主管理チェックシート」を作成し、協会に提出する。

イ 臨時の調査

協会は、明細書に記載された生産の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、臨時に現地調査を実施し事実確認を行い、記録する。

（2）手順の妥当性を見直す機会

協会は、年に 1 回以上、生産業者を集めた総会又は講習会を開催し、（1）の手順の妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

